

内閣府設置法等の一部を改正する法律案の概要

I. 宇宙の開発及び利用に関する施策を一体的に推進するための措置

1. 内閣府の所掌事務の追加

内閣府に以下の所掌事務を追加する。

- ・宇宙開発利用の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な政策に関する企画及び立案並びに総合調整
- ・宇宙開発利用に関する関係行政機関の事務の調整
- ・宇宙開発利用の推進(他省の所掌に属するものを除く。)
- ・多様な分野において公共の用又は公用に供される人工衛星等(実用準天頂衛星システム等)の整備及び管理 等

2. 内閣府における宇宙政策委員会の設置

- (1)宇宙開発利用に係る政策に関する重要事項、関係行政機関の宇宙開発利用に関する経費の見積りの方針に関する重要事項等の調査審議 等
- (2)内閣総理大臣又は関係各大臣に対する意見、勧告

3. (独)宇宙航空研究開発機構の見直し

- (1)(独)宇宙航空研究開発機構(JAXA)の目的規定における平和利用に関する記述を宇宙基本法と整合的なものとする。
- (2)JAXAの業務として、人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うことを追加する。
- (3)JAXAの中期目標の策定に当たっては、宇宙基本計画に基づくこととする。
- (4)主務大臣は、関係行政機関の要請を受けて、我が国の国際協力の推進若しくは国際的な平和及び安全の維持のため特に必要があると認めるとき又は緊急の必要があると認めるときは、JAXAに対し、必要な措置をとることを求めることができるものとする。
- (5)主務大臣として以下の大臣を追加する。
 - ・内閣総理大臣(人工衛星等の開発等の業務(宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く)であって宇宙の利用の推進に係る部分)
 - ・経済産業大臣(3.(2)に係る部分)
- (6)政令により、個別プロジェクトに応じ主務大臣を追加する仕組みを導入する。 等

4. 宇宙開発委員会の廃止

文部科学省の宇宙開発委員会を廃止する。

II. 副大臣・政務官の兼職

内閣府に、各省の副大臣又は大臣政務官の職を占める者をもって充てられる副大臣又は大臣政務官を置くことができることとする。